

小中音楽科・高校芸術科音楽の学習指導要領及び教科書における

我が国や郷土の伝統音楽の学習に関する調査研究

石川 裕司（東京学芸大学音楽・演劇講座音楽科教育学分野）

○水崎 誠（東京学芸大学教育学講座幼児教育学分野）

森尻 有貴（東京学芸大学教育実践創成講座教科領域指導プログラム）

代表者連絡先：yjishi@u-gakugei.ac.jp

【キーワード】我が国の伝統音楽 郷土の伝統音楽 音楽文化

1 はじめに

教育基本法では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。（第一章 教育の目的及び理念 第二条 第五号）」が規定されている。これに準じ、学校教育法においては「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。（第二章 義務教育 第二十一条三）」と示されている。また、現行の学習指導要領の改善事項には、「伝統や文化に関する教育の充実」が挙げられ、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、良さを一層味わうことができるよう、我が国や郷土の音楽の学習の充実を図ることが音楽科において求められている。現行学習指導要領に対応した音楽科教科書の編修趣意書などをみても、伝統と文化の尊重や、我が国の音楽の扱いが重視されているが、そうした意図を踏まえつつ、我が国や郷土の伝統音楽に対する親しみや愛着が感じられる学習を展開することは平易なことではないが、常に目指されるべきことである。

2 本プロジェクトの目的

本プロジェクトは、学習指導要領及び学習指導要領解説の記述と、小中学校音楽科及び高等学校芸術科音楽の教科書及び指導書に記載されている我が国や郷土の伝統音楽（小学校では我が国や郷土の音楽）に関する記述内容について把握し、今後展開されるべき我が国や郷土の伝統音楽の学習について検討することを目的としている。

尚、現行の学習指導要領に準拠した高等学校の教科書は順次発行の状況にあり、本プロジェクト実施年度に発行されている高等学校芸術科音楽の教科書は音楽のみであることから、本プロジェクトで検討対象とする高等学校芸術科音楽の教科書は音楽としている点、付記しておきたい。

3 本プロジェクトの内容

3.1 学習指導要領における我が国や郷土の伝統音楽に関する言及

まず、学習指導要領及び学習指導要領解説に記載されている我が国や郷土の伝統音楽に関する内容を確認した。学習指導要領が改訂される際に具体的に示されてきた我が国や郷土の伝統音楽に関する記述内容についていくつか挙げてみると、小学校高学年の表現において和楽器の選択肢が記載される（1989 年告

示), 中学校で3学年間を通じて1種類以上の和楽器に取り組むことが記載される(1998年告示), 器楽指導で用いる楽器に和楽器が記載される(2008年告示), 伝統的な歌唱に関する記述がなされる(2008年告示)等, 段階的に我が国や郷土の伝統音楽についての取扱いが明確化されるとともに, 拡充してきている。

現行の学習指導要領では, 小学校中学年の旋律楽器の例示に和楽器が新たに加わったことにより, これまで以上に和楽器を用いた音楽活動の意識化, 具体化が図られたといえる。また, 我が国や郷土の音楽の指導に当たりその配慮事項として, 「音源や楽譜等の示し方, 伴奏の仕方, 曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」が新たに示されるなどしている。

中学校音楽科の学習指導要領では, 「2 第2の内容の取扱い(6) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては, 言葉と音楽との関係, 姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに, 適宜, 口唱歌を用いること。」(下線は筆者による, 以下同様)のように口唱歌の記述が追加されている。教科書及び指導書の内容は, こうした学習指導要領の改訂事項を重視しつつ編まれることになるため, 現行学習指導要領で新たに示された改訂事項に着目しつつ検討をすすめた。

3.2 教科書及び指導書の記述内容の検討

次に小中音楽科及び高校芸術科音楽の教科書及び指導書に記載されている内容について検討したが, ここでは先に挙げた現行の学習指導要領で新たに記載された事項に関連するものとして口唱歌を挙げることにする。

現行の中学校音楽科学習指導要領より記載されることになった口唱歌であるが, 他校種の学習指導要領への記載はなされていないものの, 学習指導要領解説にはその記述が見いだせる。例えば, 小学校音楽科の学習指導要領解説では, 「曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方については, 話し声を生かして歌えるようにすることや, 口唱歌を活用することなどが考えられる。口唱歌とは, 和楽器の伝承において用いられてきた学習方法で, リズムや旋律を『チン・トン・シャン』などの言葉に置き換えて唱えることである。口唱歌は, 和楽器の学習だけではなく, 音楽づくりにおけるお囃子づくりや, 我が国の音楽の鑑賞の学習においても効果的な方法である。(p.129)」といった記載がある。また, 高校学習指導要領(平成30年告示)芸術編の各教科(音楽)をみると「(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴」の解説において「それぞれの特徴には, 音楽を形づくっている要素による特徴, 各音楽に固有の発声法・歌唱法, 口唱歌, 楽器及びその奏法や調弦法, 記譜法などがある。(p.50)」との記載があり, 音楽的特徴をとらえる事項の一つとして口唱歌が挙げられており, 校種間をまたいで着目すべき音楽的行為・項目であるともいえる。

実際, 小・中音楽科及び高校芸術科音楽の教科書・指導書には口唱歌に関する記述は多様であった。以下に教科書・指導書における口唱歌に関する記載を例示する。

・音楽的特徴や奏法等の認識

リズム/音色/強弱/速度/調子/奏法/弾く箇所(演奏場所)の区別/など

・口唱歌を使用する意義・利点

旋律を覚える/奏法を覚える/伝統的稽古の方法/リズムに親しむ/奏法の助けとなる/五線譜では表せない独特な音楽性が伝わる/演奏方法が良く表れている/鑑賞(雅楽)の聴き深めに有効/伝統的な音楽の世界に浸る/楽器の演奏ができない場合に, ある種代替的な活動ともなりうる/音楽が苦手な生徒も口唱歌は早口言葉で遊んでいるようで, 何回か繰り返すとすぐに言葉とリズムで曲を覚えてしまう/など

上記のような特徴だけでなく, 楽器によっては必ずしも音高を正確に表しているとは限らず, 五線譜の代用としては使いにくいといった指摘も記述されている。さらなる留意点として, 日本の伝統音楽は伝承

の仕方によって、音やリズム、唱歌が異なる場合がある点も指摘されている。

こうした特性をもつ口唱歌は、これまで日本の伝統音楽の特徴についての理解を補完的に促すものとしての記載が主であったが、「唱歌¹⁾」を用いて「越天楽」を体験」(教育出版(2021)『中学音楽2・3 音楽のおくりもの』pp.44-45)、「楽器と唱歌によるパッチワーク」(教育出版(2021)『中学器楽 音楽のおくりもの』pp.92-93)、「さくらさくらの後奏にふさわしい旋律を、唱歌を唱えながらつくる活動」(教育出版(2021)『中学音楽1 音楽のおくりもの』p.53)、「六段の調べから『四段』での口唱歌を生かした活動」(教育芸術社(2021)『中学生の器楽』p.46)のように、口唱歌を主体とした活動内容は以前の教科書に比べて強調されるようになっている。

「楽器と唱歌によるパッチワーク」などでは、「旋律は篠笛やリコーダーで吹くだけでなく、唱歌を歌ってみましょう。」(教育出版(2021)『中学器楽 音楽のおくりもの』p.92)というような学習活動が記載されているが、本来楽器の演奏のために行うはずの唱歌、それ自体を行うことも一つの目的としているようにも捉えられる。こうした点を踏まえると、口唱歌が日本の伝統音楽の学習プロセスにおいて、これまで以上に重要な学習内容として深く編まれつつあることが示唆された。

続いて、「はじめに」で触れた伝統音楽への親しみや愛着形成の観点から口唱歌を通して考えるならば、「口唱歌は言葉遊びの延長としても、ぜひ授業でも取り入れてほしい文化」(教育出版(2021)『中学器楽 音楽のおくりもの 教師用指導書解説編』p.165)と述べられているように、言葉遊びといった点からのアプローチも考えられる。また、言葉遊びとは異なるが、「三味線や囃子の掛け声も含め、譜面には表すことのできない邦楽の「間」も自然に感じることができる。途中でチームを入れ替え、慣れてきたら実際の演奏姿勢でエアー三味線、エアー鼓をやってみるのも面白い。和楽器への親しみも湧き、同時に「唄う」という要素も含むこの口唱歌は、最後には先生も含め一体感が生まれ、教室はいつも笑顔であふれ返る。」(前出 p.165)とあるように、口唱歌を介した協働的活動はその展開から、親しみや愛着形成において意義深いものとみなせる。

口唱歌を擬音語あるいはオノマトペの一種として捉えた場合は、伝統音楽という枠組みから離れ、小・中・高の様々な音楽活動との関連を見出すことができる。例えば、「みのまわりの音をこえであらわして、音楽をつくりましょう」(教育芸術社(2020)『小学生の音楽2』pp.28-29)で展開される擬音を活かして行う音楽づくりの活動などである。本来の音をイメージしてそれに近づけた擬音を発してみたりする行為には少なからず口唱歌の特性との共通性が見いだせる。

口唱歌の活動と伝統音楽に関する活動との接点を考えてみると、口唱歌のように五線譜では表せない音楽的特徴に関わる詳細な情報をまねて歌うという点では謡の活動との接点が見いだせる(教育芸術社(2022)『MOUSA1 研究資料編』p.54)。謡の発声や表現を学ぶ内容では能の音楽の特徴を綿密に聴き取り、正確にまねたりするが、それと共に伝統を「寸分たがわぬ形で伝える」という重責を担った人へ思いを馳せ、我が国の伝統音楽への尊敬の念を育てることも目指されており、その点において口唱歌との共通性が見いだせる。その際の活動には、息遣いや音の高さや長さ、間などに着目して音源を聴き、謡い方のイメージを絵譜などで書く内容が提案されている(前出 p.54, pp.138-139)。このイメージをもとに書く活動は、口唱歌で行う活動にも生かすことができるものである。

また、音楽的行為の側面だけではなく、「唱歌による学習は、五線譜による学習とどう違うかな」といった問題意識に立ち、五線譜を用いた階名による学習を体験させながら、生徒の思考を深めるといった活動も提案されていることを付記しておきたい。(教育出版(2021)『中学音楽1 音楽のおくりもの』p.187)

ここまで口唱歌を取り上げてきたが、本研究では現行の学習指導要領より小学校中学年での取り扱い例として挙げられることとなった旋律和楽器として箏の学習に関わる調子等についても検討している。箏を

活用した学習では、使用する調子は平調子を基本的調子として学ぶが、教科書会社や校種により、平調子と合わせて、民謡調子（教育出版（2021）『中学器楽 音楽のおくりもの』p.80）や乃木調子（教育芸術社（2021）『中学生の器楽』p.41）、本雲井調子（音楽之友社（2022）『On! 1』p.97）などが取り上げられている。そうした様々な調子に着目し、それぞれの調子がもつ特徴を生かしつつ実践を行っていくことは我が国や郷土の伝統音楽に関わる教育の充実につながる手立てとなると考える。

4 課題

我が国や郷土の伝統音楽に関わる教育の充実における課題は山積しているが、伝統音楽に関わる個々の学びをどのように学ぶかだけでなく、それらが単なる体験的な学びにとどまらず相互に関連性をもって有意義な学びへと構成できるかということも一つの課題であると考え。本研究では口唱歌に着目して見てきたが、口唱歌は表現だけでなく、鑑賞においても生かすことができる行為であり、我が国や郷土の伝統音楽に関わる教育の充実を可能にする具体的手立てとして示唆が得られた。

本研究では主に学習指導要領及び学習指導要領解説、及び教科書や指導書の記述をもとに検討をすすめたが、テキスト以外の情報を含めた包括的な検討が必要になると考える。例えば、編修趣意書などにも鑑賞資料「我が国の古典芸能の歴史的な流れを俯瞰するページを設定し、我が国の伝統と文化を尊重する態度を養えるようにした。（第五号）」や巻頭口絵では「歌舞伎における音楽の役割や、漫画「ONE PIECE」を題材とした歌舞伎の制作について知ることを通して、我が国の伝統文化を尊重する態度を養えるようにした。（第五号）」²⁾とあるように、児童・生徒の興味をひくための工夫が教科書の随所でなされており、そうした情報も活用しながら、伝統音楽への関心を高めたり、愛着をもたせることが必要であろう。特に現在使用されている教科書や指導書には情報端末との接続を意識した二次元コードなどの情報提供であったり、教育支援のための多様なメディア資料など様々な工夫がなされている。それらの活用についても検討していきたい。伝統音楽に関わる領域は特に実際の楽器を使用することが難しく、鑑賞教材の適切な選択が必須であり、児童や生徒がより伝統音楽に親しみ、愛着を感じることができる ICT の活用の在り方について検討が求められる。

また高等学校芸術科音楽の学習指導要領及び解説の内容の検討において、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴に関する知識を習得することは、我が国や郷土の伝統音楽それぞれが固有の特徴をもち、その特徴が、演奏される場の状況、我が国の自然や風土、そこで育まれた美意識などに根ざしていることを理解することにつながる。また、本事項の学習は、グローバルな視点をもつ人材として成長していくことに寄与するものである。（p.51）」などの文言がみられたが、我が国や郷土の伝統音楽の種類とそれぞれの特徴を習得するという学びは直接的にグローバルな視点を持つ人材育成に寄与するものとなるのかは、より検討の余地が残される。我が国や郷土の伝統音楽の学習の成果がその範囲を超えて過度に求められることがないように、今一度その学習内容等を教科書の記載などと照らしながら検討すべきであるといえる。

注

1) 唱歌は文部省唱歌など歌を示す場合もあるが、ここでの唱歌（しょうが）は口唱歌（くちしょうが）と同様の意味で使用される。

2) 教育芸術社（2021）小学生の音楽 編集趣意書（以下の PDF 公開資料を引用）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/fieldfile/2019/05/14/1416508_012.pdf